

栃木中央小学校いじめ防止基本方針

1 いじめのない学校づくりに向けて

すべての教職員が、「いじめは絶対に許されない」「いじめはいじめる側が悪い」ということや「いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こり得る」ということを強く認識し、いじめのない学校づくりに向けて学校組織をあげて取り組みます。

(1) いじめの未然防止に向けて

- 児童一人一人が、意欲をもって学校の様々な教育活動に取り組めるよう「学業指導」の充実に取り組みます。
- 児童一人一人に対して、いじめの問題を自分自身の問題として強く認識させ、「いじめを許さない心」や「いじめを起こさない力」を育成することで、自ら解決を図れるよう、計画的な指導を実践します。
- 教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないよう、教職員の人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払います。

(2) いじめの早期発見に向けて

- いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい状況で行われるということを、教職員一人一人が強く認識します。
- 児童の声に耳を傾け、児童の行動を注視し、児童の些細な変化を見逃さないようにします。
- 日頃から児童との信頼関係を深め、児童がいじめを相談しやすい体制を整えます。
- 日頃から保護者との信頼関係を深め、保護者との情報共有に努めます。
- 児童、保護者からのいじめの相談・通報の窓口を明確にします。

(3) いじめの早期解決に向けて

- いじめられている児童や保護者の立場に立った対応を常に行います。
- いじめられている児童を徹底的に守り通します。
- いじめの疑いのあることを認識した場合には、その場でその行為を止めさせたことのみで安易に解決したと思い込むことなく、組織的かつ継続的な対応を図ります。
- いじめる児童については、行為の善悪をしっかりと理解させるとともに反省させ、二度といじめることのないよう、学校組織としてしっかりと指導します。
- 保護者に対して、学校組織としてしっかりと説明責任を果たしつつ、学校と保護者が一致団結していじめの解決に向け取り組めるよう努めます。

(4) 本方針の見直しについて

- 本方針については、いじめへの取組がより実効性のあるものになるよう、教職員、保護者、児童等による点検に基づき、定期的に見直しを行うなど、改善を図ります。

2 いじめ防止等の対策のための組織について

いじめ防止委員会（未然防止・早期発見対策に係る委員会）いじめ対策委員会（いじめ認知時の対応に係る委員会）を組織し、校務分掌に位置付け、「いじめの起こらない学校づくり」に向け、様々な教育活動を通した未然防止対策を行うとともに、いじめが疑われる事態を把握した際には、早期の発見に向け組織的に対応します。

また、本委員会において、いじめの問題への取組が計画的に進んでいるかどうかのチェック等を行い、学校いじめ防止基本方針を始めとした学校の取組が実効あるものとなるよう改善を図ります。

（1）いじめ防止委員会（未然防止・早期発見対策に係る委員会）《定期開催》

① 委員

校長、教頭、教務主任、学年主任、学級担任、児童指導主任、養護教諭、教育相談担当、特別支援教育担当、学習指導主任、必要に応じてスクールカウンセラー、等

② 実施する取組

ア 未然防止対策

- ・ いじめの未然防止に向けての全体指導計画の立案
- ・ 全体指導計画の進捗状況の把握と改善
- ・ いじめに関する意識調査、集団を把握するための調査の実施と結果の分析共有
- ・ いじめ相談窓口の設置と教育相談体制のチェック
- ・ 校内研修会の企画、立案
- ・ 要配慮児童への支援方針決定

イ 早期発見対策

- ・ いじめの状況を把握するためのアンケートの実施と結果の分析共有
- ・ 情報交換による児童の状況の共有

（2）いじめ対策委員会（いじめ認知時の対応に係る委員会）《隨時開催》

① 委員

校長、教頭、学年主任、学級担任、児童指導主任、養護教諭、教育相談担当、特別支援教育担当、その他関係の深い教職員、必要に応じて県教育委員会派遣の外部専門家等

② 実施する取組【図1】

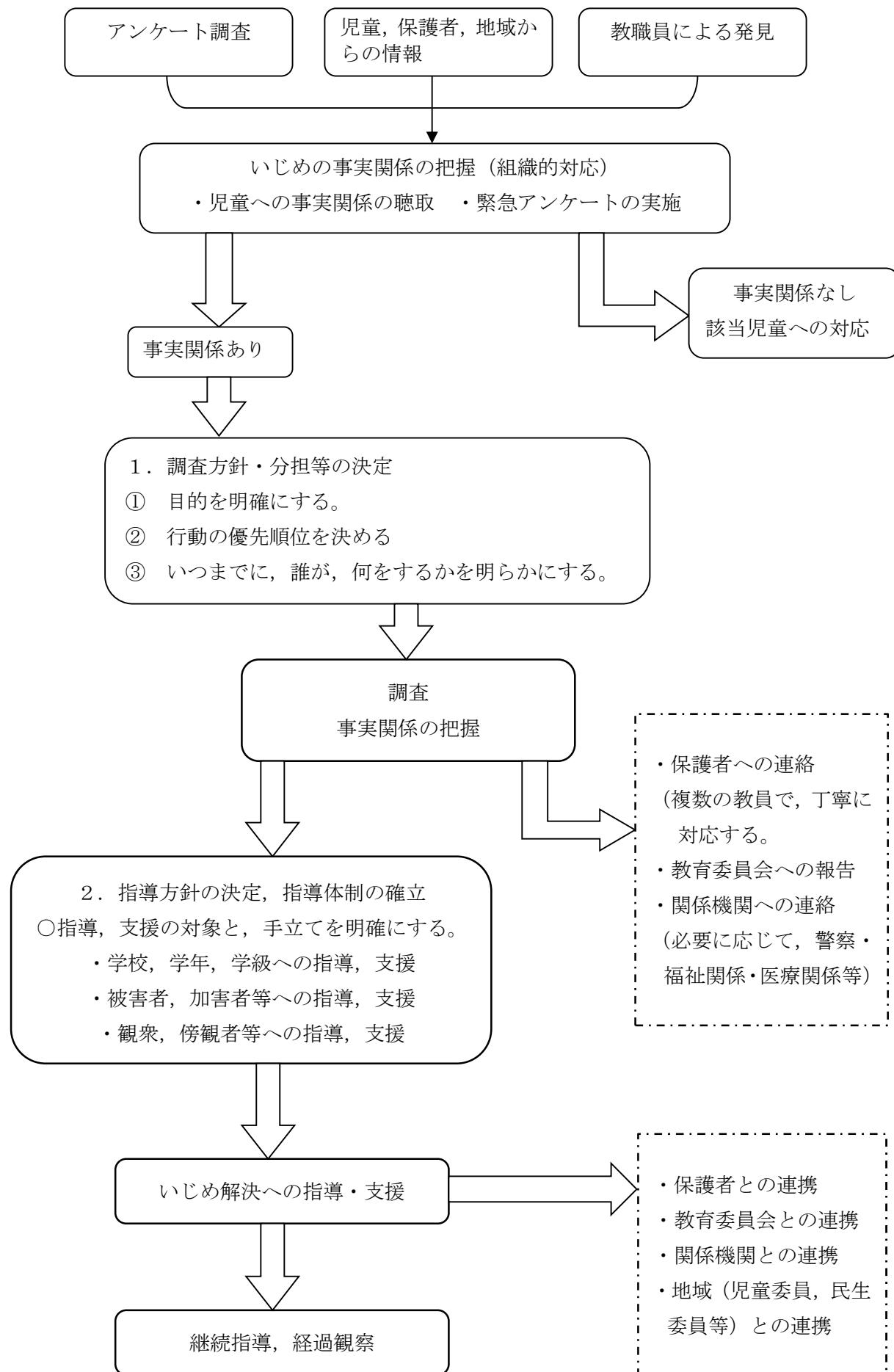
ア 事実関係の把握

- ・ アンケート調査、児童、保護者、地域からの情報及び教職員による発見等から、いじめの可能性を広く把握し、共有する。
- ・ 関係のある児童への事実関係の聴取や、緊急アンケートの実施等により、組織的調査を迅速に行う。

イ 指導方針の決定、指導体制の確立

- ・ 指導、支援の対象と手立てを明確にし、学校、学年、学級への指導・支援、被害者、加害者等への指導・支援、観衆、傍観者等への指導・支援を適切に行う。
- ・ 必要に応じて、保護者との連携、教育委員会との連携、関係機関との連携を行う。

【図1】いじめ対策委員会の対応の流れ



3 具体的対応

いじめの問題に対して、全ての教職員が自らの問題として切実に受け止め、毎日の教育活動を行うとともに、いじめの問題解決に向け組織的に対応します。

(1) いじめの未然防止対策

① 教職員のいじめ防止に対する意識の高揚及び指導力の向上

- いじめに関する全職員対象の校内研修会を年1回以上実施し、年計に明記する。
- いじめに関するチェックリスト（教職員用）を用いた自己診断を実施する。

② 校内体制のチェック及びチェックに基づいた改善

- いじめに関する校内体制のチェックを年1回以上実施し、年計に明記する。そのチェックに基づき、速やかに改善を図る。

③ いじめのない学校づくりに向けた指導の充実

- 道徳教育、特別活動、人権教育など様々な教育活動の指導計画の中にいじめのない学校づくりに向けた指導を位置づけて、組織的かつ計画的な指導に努める。

ア 学業指導の充実

- ・「帰属意識の高い学級」「規範意識の高い学級」「互いに高め合える学級」をめざし、学びに向かう集団作りに努める。

【具体例】

- ・友達同士や教師と子どもが互いに聴き合うことに重点を置いて指導にあたる。また、ペアやグループで考える場面を多くする。
- ・各クラスで学級目標を立て、広場や教室に掲示をして、全員で守ろうとすることで、帰属意識の向上を図る。
- ・間違えても友達の意見を尊重できる学級の雰囲気づくりを心がける。

- ・「自信をもたせる授業」「コミュニケーション能力を育む授業」「一人一人の実態に配慮した授業」を目指し、一人一人が意欲的に取り組む授業づくりに努める。

【具体例】

- ・特別支援学級と交流学級との連携を密にしていく。
- ・学力向上のために、パワーアップタイムや少人数指導を実施する。

イ 道徳教育の充実

- ・道徳教育を充実させることにより、豊かな心を育み、人間としての生き方の自覚を促し、児童の道徳性を育成する。
- ・「とちぎの子どもたちへの教え」を活用し、人としてしなければならないこと、すべきことを教え、人としてよりよく生きるための基盤となる道徳性を育成する。

【具体例】

- ・道徳科の授業を計画的・系統的に実践し、子供たちが日常と関連付けながら考え、議論する道徳の授業の展開に努める。
- ・学年だより等で学習内容を知らせるなど、家庭との連携・協力を図る。
- ・道徳で高めた心を生かせるように、学級に当てはめ、児童自身が正しい判断や実践ができるようにしていく。

ウ 特別活動の充実

- ・特別活動の特質である望ましい集団活動を通して、人間関係を築く力を育てる。
- ・生命や自然を大切にする心や他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育てるため、自然体験活動や宿泊体験学習など様々な経験活動の充実を図る。
- ・児童会活動において、児童同士で悩みを相談し声を掛け合うなど、児童の主体的な活動を推進する。

【具体例】

- ・「なかよし班」の異年齢集団での交流を通して、人間関係の築き方を学ばせる。
- ・児童会や代表委員会で仲良くなるための話し合いをし、全校で守る目標を立て、全児童に知らせ、守らせる活動に取り組ませる。
- ・係活動やグループ活動で、それぞれの仕事や役割を最後までやらせる。

エ 人権が守られた学校・学級づくりの推進

- ・児童一人一人が、自他の人権の大切さを認め合うことができるよう、様々な場面を通して、しっかり指導する。
- ・自らの言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないよう、教職員一人一人が人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払う。
- ・いじめをさせないという人権に配慮した学級の雰囲気づくりを心がけるとともに、自分たちでいじめの問題を解決できる力を育成する。

【具体例】

- ・月別生活目標の中に、敬称や思いやりなど、人権に関する目標を学期に1度入れ、日頃から意識ができるようにする。
- ・人権週間に児童にビデオを視聴させ、人権を考えさせる機会を設ける。
- ・教職員の言動など、人権意識を向上させるための研修会を行う。

④ 保護者・地域との連携

- P T Aと協力して保護者を対象とした「いじめ防止教室」等を実施し、「学校いじめ防止基本方針」について周知するとともに、いじめ問題について保護者とともに学ぶ機会を設定する。
- 学校ホームページ等を通じて、保護者・地域に対し「学校いじめ防止基本方針」を周知する。

【具体例】

- ・学年だよりに、人権感覚を磨くコーナーや子どもたちのほほえましい様子を伝えるコーナーを設け、保護者の啓発に努める。
- ・PTA総会やPTA連絡協議会で、いじめ防止基本方針の説明を行い、本校のいじめについての考え方を理解してもらう。
- ・家庭教育学級や懇談会等で、「いじめ防止教室」を実施していく。

⑤ ネットいじめへの対応

- インターネットやスマートフォン等の危険性を周知し、「携帯電話は持たせない」指導を行い、保護者の協力を得る。
- 教科や領域（総合的な学習の時間、道徳、学級活動）を活用し、児童一人一人に対して、情報機器（ゲーム機も含む）のもつ利便性と危険性をしっかりと理解させながら、情報機器の適切な使い方について指導する。特に、以下の点について重点的に指導する。
 - ア 掲示板やプロフ、ブログ等に個人情報をむやみに掲載しない指導を徹底する。
 - イ SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）やアプリなどインターネットを介した他人への誹謗・中傷を絶対にさせない指導を徹底する。
 - ウ 有害サイトにアクセスさせない指導を徹底する。
- 家庭における情報機器の使用について、保護者と協力して適切に指導ができるよう啓発に努めるとともに、PTAと連携して情報機器に関する研修会を実施する。

【具体例】

- ・民間企業や総合教育センターと連携し、児童対象や保護者対象の情報モラル研修を、懇談会や親子学習会で行う。

(2) 早期発見に関する対応

① いじめを相談しやすい体制づくり

- 児童、保護者からのいじめの相談・通報窓口を周知することにより、相談しやすい体制を整える。
- いじめに悩んだときの方法について、リーフレット等を作成配付し、周知する。

【具体例】

- ・人間関係が固定化されていないか、表情に変化はないかチェックし、変化を感じた段階で声をかけるなどの対応をする。
- ・共遊や給食の時間に担任が積極的に参加し、子どもたちの人間関係を観察する。
- ・相談窓口が担任以外にもあることを、学校だよりやPTA総会等で知らせる。

② 情報交換による情報共有

- 毎週学年会において「学年情報交換会」を実施し、気になる児童生徒の情報を共有

し、組織的に対応できる体制を整える。また、必要に応じて「学校情報交換会」「ケース会議」等を実施する。

- スクールカウンセラーや養護教諭と情報を共有できる体制を整える。

【具体例】

- ・パソコンを使った「児童指導報告」による報告・連絡・相談の徹底を図る。
- ・毎月の職員会議で、定期的な情報交換を実施する。
- ・担任でない教職員が、なかよし班・清掃・委員会・クラブなどでの児童の様子を担任に伝える機会を増やす。

③ アンケートの実施

- 児童が安心していじめを訴えられるような「いじめの実態を把握するための調査」を工夫し、定期的及び随時実施することにより、早期発見に役立てていく。

【具体例】

- ・栃木市の「いじめについてのアンケート」を集計し、本校独自で結果を分析し、日々の学校、学級作りに役立てる。
- ・ふれあい面談の前に、アンケートを行い、悩みやいじめについての項目を設け、相談ができるようにする。

④ 教育相談の充実

- 教育相談週間（ふれあい面談）を学期に一度設定する。
- 児童が気軽に相談できる体制を整備するとともに、様々な悩みに適切に対応し、児童が安心して学校生活を送れるように配慮する。
- 学校における教育相談について、保護者にも十分に理解され、保護者の悩みにも応えることができる体制にする。

【具体例】

- ・ふれあい面談の他に、相談ボックスを設置し、いじめや悩みなどを聞く機会を設ける。
- ・スクールカウンセラーを定期的に来校させ、相談の機会を増やすと同時に、スクールカウンセラーの存在を家庭に周知し、いつでも相談ができるようになる。

(3) 早期解決に向けた対応

① いじめ対策委員会（いじめ認知時の対応に係る委員会）による調査

- いじめ対策委員会が中心となり、関係のある児童への聴取や緊急アンケートの実施により、事実関係について迅速かつ的確に調査する。その際、必要に応じて、教育委員会から派遣を受けるなどにより、外部専門家とも連携をとる。

② 保護者への報告

- いじめを受けた児童の保護者及びいじめを行った児童の保護者に対し、速やかに事実を報告し、いじめの事案に係る情報を共有する。
- 双方の保護者に対し、いじめの早期解決のための協力を依頼する。

③ いじめられている児童への指導及び保護者への支援

- いじめられた児童や保護者に対し、徹底的に守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を取り除くとともに、安全を確保する。
- いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、必要な支援を行う。
- いじめを解決する方法については、いじめられた児童及び保護者の意向を踏まえ、十分話し合った上で決定する。

④ いじめた児童への指導及び保護者への助言

- いじめた児童に対しては、毅然とした態度で指導し、「いじめは絶対に許されない」ということを理解させるとともに、自らの行為の責任を自覚させる。
- いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向けながら、当該児童が二度といじめを起こさないよう、継続的に指導する。
- いじめた児童が十分反省し行動を改めることができるよう、学校と保護者が協力して指導に当たる。

⑤ いじめが起きた集団（観衆・傍観者）への働きかけ

- いじめの問題について話し合わせるなど、児童全員に自分の問題として考えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようとする態度を行き渡らせるようになる。
- はやし立てたりする行為は、いじめを助長するものであり、いじめと同様であることを指導する。
- いじめをやめさせることはできなくても、誰かに知らせるよう勇気を持つように伝える。

⑥ ネットいじめへの対応

- ネットいじめを発見した（情報を受けた）場合には、いじめ対策委員会で情報を共有するとともに、教育委員会と連携しながら当該いじめに関わる情報の削除等を求める。
- 児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

⑦ 警察との連携

- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄の警察署と連携して対処する。

⑧ 重大事態への対応

- 学校がいじめ対策推進法第28条により、当該事案が重大事態と判断した場合には、以下の通り対応する。
 - ア 教育委員会に報告するとともに、直ちに所轄警察署等の関係機関に通報し、適切な援助を求める。
 - イ 当該いじめの対処については、教育委員会と連携し、弁護士、医師、スクールカウンセラーなどの外部専門家の協力を仰ぎながら、原則として本校のいじめ対策委員会（いじめ認知時の対応に係る委員会）が中心となり、学校組織をあげて行う。

- ウ 当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、教育委員会と連携しながら、学校組織をあげて行う。
- エ いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により、その説明に努める。
- オ 当該児童及びその保護者の意向を十分に配慮した上で、保護者説明会等により、適時・適切に全ての保護者に説明するとともに、解決に向け協力を依頼する。
- カ いじめ対策委員会（未然防止・早期発見対策に係る委員会）を中心として、速やかに学校としての再発防止策をまとめ、学校組織をあげて着実に実践する。

【いじめ防止に関する年間計画】

月			
4	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回いじめ対策委員会 ・保護者への「学校いじめ防止基本方針」の周知 ・相談に関するリーフレットの配付 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 学業指導の充実 かかわり合いの授業 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; background-color: #f0f0f0;"> 「学校いじめ防止 基本方針」 HPへの掲載 </div>	
5			
6	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい面談（教育相談）① ・アンケート調査① 		
7	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止に関するチェック（全教職員）① 		
8	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者個人面談 ・いじめ防止に関する校内研修会 		
9	<ul style="list-style-type: none"> ・児童会によるなかよし（いじめゼロ）宣言 		
10			
11	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査② ・ふれあい面談（教育相談）② ・校内人権週間 		
12	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止に関するチェック（全教職員）② 		
1	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回いじめ対策委員会 		
2	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査③ ・ふれあい面談（教育相談）③ 	↓	↓
3			